

## みつがしわ山の会 会則

制 定：1991(平成3)年12月7日

最近改正：2023(令和5)年3月26日

(名称)

第1条 この会は、みつがしわ山の会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、登山活動を通じて、心身の健康を維持するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 例会山行の実施
- (2) 登山に必要な知識・技術の講習会等の開催
- (3) 機関紙「みつがしわ通信」の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、前条の目的に賛同する、原則として60歳以上の者をもって組織する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、総務担当理事の住所に置く。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 理事の中から、会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、を互選する。

(役員の仕事等)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
  - (3) 理事長は、理事会を統括し、会務の運営にあたる。
  - (4) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
  - (5) 監事は、財務を監査する。
- 2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 通常総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会則の改廃、その他会の重要事項を審議決定する。

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集し、会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 会務を円滑に遂行するため、理事の担当制を設ける。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(会議の議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(名誉会長及び顧問)

第11条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、総会及び理事会において意見を述べることができる。

(会費)

第12条 本会の会費は、年5,000円（家族会員は4,000円）とする。

2 年度中途からの入会者のうち、10月1日以降の入会者の会費は3,000円（家族会員は2,000円）とする。

（年度区分）

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（決算）

第14条 本会の決算は、監事の監査を経たうえで総会の承認を得なければならない。

（遭難対策本部）

第15条 本会は会員に遭難事故が発生した場合には、遭難対策本部を設置して必要な救援活動を行う。

2 遭難対策本部の設置運営に関し必要な事項は、別に定める。

（遭難救援基金）

第16条 本会は、例会山行において発生した遭難事故に対する救援活動を円滑に行うため、遭難救援基金を設ける。

2 遭難救援基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

（山岳保険）

第17条 会員は、登山中の事故に備えて、日山協山岳共済会の山岳保険に加入しなければならない。

（会員資格の失格等）

第18条 会員から退会の申し出があった場合、又は会費を滞納したときは、会員の資格を失う。

2 前項の規定により会員資格を喪失したものであっても、本人からの申し出又は滞納した会費を全額納付することにより、再入会することができる。

附則 この会則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。